

平成29年第3回市議会定例会において可決された決議

北朝鮮による核実験等に抗議する決議

〔 平29.10.2 第3回定例会で可決 〕

去る9月3日、北朝鮮は6回目の核実験を強行し、水爆実験に「完全に成功した」旨発表した。これは、決議第2371号等を初めとする累次の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反する。

今般の核実験は、国際社会の度重なる抗議と警告の声を無視して強行されたもので、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の戦争被爆国である我が国としては断じて容認できない暴挙である。

また、去る8月29日の北海道上空を通過したICBMの発射を初め、昨年以降30発以上の弾道ミサイルの発射を強行するなど、北朝鮮の核・ミサイル開発は急速に進展し、我が国を含む地域の安全に対する、これまでにないより重大かつ差し迫った段階の脅威となっている。

よって、鹿児島市議会は、今般の核実験に対し最も強い表現で断固として抗議するとともに、北朝鮮がこれまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、朝鮮半島の非核化に向けた具体的行動をとることを強く要求する。

政府は、国際社会に対して、累次の安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求めるとともに、制裁効果の状況を踏まえ、北朝鮮が非核化への道を歩まざるを得ないよう、さらに強い圧力をかけるべく、安保理理事国として結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索する中で、あらゆる選択肢を考慮し、より強力な安保理決議の採択を追求すべきである。

同時に政府は、国民の生命と財産を守るべく、万全な警戒、情報収集分析体制を維持するとともに、地方公共団体等と連携し、緊急時における国民に対する一層正確かつ迅速な情報伝達や、広報及び訓練の実施を通じて国民の安全を守るための行動の周知を図るべきである。その上で、米国、韓国に加えて、中国、ロシア等の国際社会と連携して、核・ミサイル問題と並んで我が国の最重要課題である拉致問題の早期解決を初め諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動を強く求めることに総力を挙げ、もって国民の負託に応えるべきである。

以上、決議する。

自民みらい会派の猛省と陳謝を求める問責決議

〔 平成29.10.2 第3回定例会で可決 〕

平成29年第3回定例市議会において、9月21日に行われた自民みらい会派所属のうえだ勇作議員の個人質疑に対して、平成19年以降、度々確認されてきた議会運営委員会での個人質疑の在り方についての確認事項及び地方自治法第132条を踏まえ、個人質疑の発言の一部発言取消しが提起され、議会運営委員会において協議が重ねられた。

しかし、うえだ勇作議員の個人質疑の一部発言取消しの要請に対して、当該議員の所属する自民みらい会派は「問題ない」との見解に終始し、発言の自発的な取消しには応じなかった。

9月26日の議会運営委員会においては、両会派で交わされた議論をもとに、各会派が意見開陳を行い、それを踏まえた具体的な対応については、上門秀彦議長に判断が委ねられることとなった。

9月27日に再開された議会運営委員会において、冒頭、上門議長から「鹿児島市議会のこれまでの長い歴史の中で積上げてきた点を踏まえ、意見を述べるに当たっては、議員の良識が問題であり、聞いている人が不快な念を抱くような一方的な事実だけの断定的な意見は慎重に対応すべきであり、各議員の判断で一定の節度をもって発言すべきである。」との趣旨が述べられた上で、指摘のあった自民みらい会派のうえだ勇作議員の個人質疑での発言について、地方自治法第129条にのっとり、議長職権によって会議録から一部削除する取扱いとすることが表明された。加えて、議長より、自民みらい会派に対して「再びこのようなことが起きたことは、非常に遺憾であり、会派として真摯に受けとめ反省していただきたい。今後このようなことが繰り返されないように強く要請する」との見解が表明された。

議長の見解に対して、自民みらい会派からは「議長の判断を受け入れる」との表明はあったが、議長が、鹿児島市議会史上、少なくとも平成になって初めてとなる議長職権による「発言取消し」の重い決断を下したことについて、自民みらい会派からは「議事進行、議会運営を考慮して議長の判断を尊重した」との発言に加えて「今回の質問に関しては間違ったことは無い」との認識を示し、会派として、反省の弁は無く陳謝も述べられなかった。この点について、議長から「非常に遺憾に思う」との見解が表明された。

自民みらい会派は、直近の平成28年12月6日の議会運営委員会においても、個人質疑の在り方をめぐって、議長の指摘を受け、会派代表が「重く受けとめる」との見解が表明されていたにもかかわらず、今回再び、質疑内容をめぐる問題が生じ、議長職権による「発言取消し」にまで及んだことについて、反省の意思が見られないことは、今後も再び同じ様な問題を生じることが強く懸念される。

したがって、うえだ勇作議員、菌田裕之議員、井上剛議員、田中良一議員、徳利こうじ議員が所属する自民みらい会派に対して、地方自治法第129条に基づく議長職権による異例の「発言取消し」の措置まで及んだ事について、会派として猛省と本会議における陳謝を求めると共に、再び問題が生じることがないように、会派としての責任を求める問責を決議する。